新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書面)

2020 年 5 月 15 日

株式会社ペッパーフードサービス

2020年5月15日

新設分割に係る事前開示事項

東京都墨田区太平四丁目1番3号オリナスタワー17F
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長 CEO 一　瀬　　邦　夫

株式会社ペッパーフードサービス(以下「当社」といいます)は、2020年4月30日開催の当社取締役会の承認を経て、新設分割の方法によって設立する会社(商号を株式会社JPとし、以下「新設会社」といいます)に、当社のペッパーランチに係る事業に関する権利義務を承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます)を行うことといたしました。

会社法第803条第1項および同法施行規則第205条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

１．新設分割計画書(会社法第803条第1項第2号)

別紙「新設分割計画書」のとおりです。

２．本新設分割の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号)

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して株式1,000株を発行し、その全てを当社に対して交付いたします。かかる株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると認められるところ、新設会社の適正かつ効率的な管理等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本新設分割後の新設会社の資本金及び準備金の額については、本新設分割により新設会社に承継予定の資産および負債の額、新設会社の財務基盤および今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

３．当社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第205条第6号)

(1) 新株予約権の発行

当社は、2020年1月15日付でSMBC日興証券株式会社に対し、第10回新株予約権を発行し、金19,396,000円の払い込みを受けました。なお、当該第10回新株予約権は、2020年2月28日までに19,149個行使され、金1,695,270,510円の払い込みを受けまし

た。

(2) 継続企業の前提に関する注記

2020年3月25日付で「重要な後発事象(継続企業の前提に関する事項)の注記に関するお知らせ」により公表しましたとおり、当社は、2019年12月期有価証券報告書に以下の内容の継続企業の前提に関する事項の注記を記載しております。

日本国政府は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に関連した感染症対策の基本方針等を公表しましたが、それ以降消費者は外出等を控え外食需要に重要な影響を与えております。この結果、2020年3月以降、当社の来店客数は顕著に減少し、売上高が著しく減少しております。

当該感染症の終息及び外食需要の回復には一定の期間を要するものと考えられることから、営業債務及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、当社は、財務内容の健全化に向けた借入金の圧縮及び自己資本の充実等の借入金の返済等に充当するために新株予約権を発行しましたが、株価が下落したことにより下限行使価格を下回る状況が継続しており、現時点においては、当該新株予約権による資金調達は期待できない状況となっております。

このような状況を解消するために、当社では、事業の収益改善及び本社費用の削減等の施策を行い、当社の財務状況の安定化を図ることとしております。具体的には、当社の主たる事業である外食事業について、感染症対策の影響下ではございますが、既存店の売上対策を強化し、店舗の事情に応じたメニューの変更等を推進いたします。また、従業員の適正配置などのコスト削減施策も推進し、事業の収益性を改善してまいります。これらにより売上高を増加させ、営業利益を回復させていきます。さらに、当社は、役員報酬を含む本社費用の削減を目指して検討を行っております。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、当社は、当社事業の各種ステークホルダー(取引先・金融機関等)との緊密な連携関係を高め、必要に応じた支払条件の柔軟化等を含めた協力体制を築くことによって、キャッシュフローの改善、事業の収益改善及び財務基盤の安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

しかしながら、政府の感染症対策が進行中であり、売上高に及ぼす影響の程度や期間について見通すことが容易ではないこと、また、感染症の終息時期が不透明であることから、取引先・金融機関等との間で支払条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定され得る等、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

4．本新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

①当社の最終事業年度の末日である2019年12月31日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額はそれぞれ金23,251百万円および金22,653百万円であり、本新設分割により、当社から新設会社への承継の対象となる資産および負債の額はそれぞれ1,578百万円および金367百万円となる見込みであるところ、上記3の「重要な後発事象(継続企業の前提に関する事項)の注記に関するお知らせ」に記載のとおり、日本国政府から公表された新型コロナウイルス(COVID―19)感染症に関連した感染症対策の基本方針等が現在も進行中であり、感染症の

終息時期も不透明なことから、当社の売上高に及ぼす影響の程度や期間について見通すことが容易でなく、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

②しかしながら、当社は、事業の収益改善及び本社費用の削減等の当社独自の施策を行い、当社の財務状況の安定化を図ると共に、当社事業の各種ステークホルダー(取引先・金融機関等)との緊密な連携関係を高め、必要に応じた支払い条件の柔軟化等を含めた協力体制を築くことによって、キャッシュフローの改善、事業の収益改善及び財政基盤の安定化を図り、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の解消、改善に努めているところです。

③以上のとおりですので、現時点においては、本新設分割が効力を生じた日以後、当社の負担する債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

①本新設分割において当社から新設会社への承継の対象となる資産および負債の額はそれぞれ金 1,578 百万円および金 367 百万円となる見込みであり、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、当社から新設会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとしています。

②本新設分割後における新設会社の収益状況について、新型コロナウイルス(COVID―19)感染症に関連した影響については上記のとおりですが、これを除き、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりですので、本新設分割が効力を生じた日以後、新設会社の負担する債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙　新設分割計画書